

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市コンタクトセンター検討支援業務	R5. 4. 1	トランス・コスモス株式会社	4,463,899	本業務の委託業者選定にあたっては早急に現在の課題を分析のうえ検討を開始する必要があることから、令和4年度に公募型プロポーザルを実施し、選定委員会による審査の上で当該事業者に決定した。本業務は2022年度の内容を踏まえ2023年度の業務を進める必要があり、最も効率的に経済的合理性をもって業務を遂行することができる事業者であることから同社に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5015)
神戸市HP・FAQ検索システム運用・保守業務	R5. 4. 1	株式会社エクレクト	4,934,160	本システムの構築業務の委託業者選定にあたっては、2021年度に公募型プロポーザルを実施し、選定委員会による審査の上で当該事業者に決定している。この際、2年目以降の保守・運営についても予算の成立をもってシステムの保守運用の委託を行う予定としており、効率的な業務遂行ができる唯一の事業者であるため、当該事業者に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5015)
神戸市イベント管理システムサービス委託業務	R5. 4. 1	株式会社インタークエスト	1,672,352	本システムの構築業務の委託業者選定にあたっては、2021年度に見積もり合わせを実施し、最も安価な事業者に決定している。他のパッケージシステムの見直しを実施したが、本市の求めるセキュリティ要件を安価で充足し、かつ、効率的な業務遂行が可能な唯一の事業者であるため継続して委託を行う。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5015)
神戸アーカイブ写真館運営業務に係る委託契約	R5. 4. 1	長田ハナミズキ倶楽部	2,695,000	特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5015)
傘のシェアリングサービスを活用した「変わる神戸」広報に係る委託	R5. 9. 6	株式会社Nature Innovation Group	3,300,000	神戸市内で傘のシェアリングサービス事業を実施しているのは上記事業者しかいないため、特命随意契約をおこなうものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-0126)
SDGsに関する取り組みにかかる情報発信業務委託	R5. 8. 9	株式会社朝日新聞社	4,840,000	本件は昨年度からの継続業務であり、昨年度の委託先に引き続き業務を委託することで、コンテンツ制作期間の短縮や経費の削減が期待できる。 また、昨年度良好な事業結果を残しており、同委託先が業務を継続することで、ターゲットの意識の変化・行動変容等を把握し、より効果的な広報戦略の立案・事業展開を行うことができると考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び6号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-0126)
地下鉄広告枠を活用した神戸市政情報の発信に係る業務委託	R5. 9. 6	阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社	20,500,000	神戸市交通局が所有する地下鉄広告枠の広告取扱業務及び業務広告掲出撤去業務については、特定の事業者が受託しており、その事業者委託することで施工期間の短縮や経費の削減が期待できる。また、市交通局が駅改修工事や広告枠のLED化を予定しており、それを踏まえた調整等も同事業者に委託することで滞りなく進められると考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-0126)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市民からの情報提供ツール（スマホ投稿アプリ）運用保守業務委託契約	R5. 4. 1	(株)両備システムズ	4,614,610	不具合通報は「KOBE ぼすと」、電話窓口となる通報一次コールセンター「道路・公園110番」で受け付けており、「道路・公園110番」の通報は「KOBE ぼすと」の約10倍（2021年度）となっている。そのため、市民サービス向上および職員負担軽減の観点から、「KOBE ぼすと」および「道路・公園110番」の契約更新時期になる2023年度以降、「道路・公園110番」の入電を大幅に削減し、「KOBE ぼすと」への通報を促進する仕組みを検討する。具体的には、「KOBE ぼすと」では使いやすいLINE版導入等、「道路・公園110番」でのICT技術を活用した「KOBE ぼすと」への誘導等を予定している。 市民が利用しやすい通報、市側の情報収集と事案への対応等のため、「KOBE ぼすと」と「道路・公園110番」の最適化を図り、一体的構築を行う必要がある。しかし、現契約期間が「KOBE ぼすと」が2022年度末であるのに対して、「道路・公園110番」は2023年10月末となっていることから、現行の「KOBE ぼすと」の契約期間を2023年10月末まで延長し、現システムを有する事業者へ随意契約するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	市長室広報戦略部 (TEL: 900-2214)
神戸市代表電話交換業務（本庁舎）のクラウド型PBX及び通話録音機能等保守・運用業務に係る委託契約	R5. 4. 1	神戸市総合コールセンター等構築・運用業務委託に係る共同企業体 代表者：株式会社NTTマーケティングアクトP r o C X （大阪府都島区東野田町四丁目15番82号） 構成員：西日本電信電話株式会社 兵庫支店 （神戸市中央区海岸通11番）	1,953,600	本庁代表電話交換の構築・運用業務の委託業者選定にあたっては、令和元年度に総合評価一般競争入札を実施し、選定委員会による審査の上で当該事業者決定している。本業務を実施するにあたっては、現行設備・システムとの調整しながら構築し、また実施中の電話転送業務とあわせて運用する必要があり、それを遂行できる唯一の事業者であるため、随意契約により委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	市長室広報戦略部 (TEL: 900-2216)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

VoC 分析システム(SaaS版)サービス委託業務に係る委託契約書	R5. 4. 1	(株)レトリバ	1, 930, 500	<p>テキストマイニングツールは、膨大な市民からの問い合わせを体系的に整理して可視化できる等の効果が確認でき、かつ本市のセキュリティポリシーを満たしたツールでなければならない。2022年12月に本市に必要な要件を満たし、最も安価である事業者を見積合わせにて選定した。</p> <p>この度のテキストマイニング導入は、電話問い合わせ内容をHP等に効果的に反映することができるか試行しているものであり、導入の効果検証には一定期間の分析が必要である。同システムは、2022年12月に導入し、一定の効果が確認できているものの、期間が短く継続した分析が必要であり、またこれまでに各種辞書登録を行う等、分析精度向上のためのチューニングを行っている。以上から、委託事業の目的・内容を履行するために、当該事業者が提供するテキストマイニングツールを利用するための特命随意契約により委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	市長室広報戦略部 (TEL: 900-2216)
広報テレビ番組内における神戸市広報コーナー企画制作及び放送業務	R5. 4. 1	株式会社サンテレビジョン	4, 224, 000	<p>市内に本社を置く唯一の地元密着型のテレビ局であり、業務の遂行に必要な映像資料を多く蓄積し、所有しているほか、市内に収録スタジオがあることから、番組制作に必要な本市との打ち合わせや収録などを効率的に遂行することができる。また、同社は地域に密着した番組を制作しており、市政や観光などに関する豊富な情報をより幅広い世代の視聴者を対象に発信することができるテレビ局であり、テレビを活用したイベント情報の発信には最適であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5085)
ラジオ番組「サンデー神戸」制作・放送業務委託契約書	R5. 4. 1	株式会社ラジオ関西	10, 870, 200	<p>市内に本社を置く唯一の地元密着型AMラジオ局であり、業務の遂行に必要な資料を多く蓄積・所有し、市政や観光などに関する豊富な情報を幅広い世代に発信するノウハウを持ち、市内に収録スタジオがあることから、番組制作に必要な本市との打ち合わせや収録、現地取材などを効率的に遂行することができる。さらに、当番組「サンデー神戸」は長年継続して放送しており、地域に根ざした長寿番組でリスナーも定着しているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5085)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

「広報紙KOBÉ」「区民広報紙」の配布業務に係る委託契約	R5. 4. 17	一般社団法人 神戸市婦人団体協議会	各回ごとに以下の金額を支払う (1) 配布1部につき6円50銭 但し、広報紙の合計頁数(北区地域情報紙は除く)が、20頁になる場合は配布1部につき7円75銭、24頁以上になる場合は配布1部につき9円とする (2) 事務費 183,000円 (3) 北区地域情報紙を広報紙とともに北区内各世帯へ配布したとき、配布1部につき1円を支払う (4) 消費税及び地方消費税相当額として前各号にかかる10%の金額	広報紙は、市の取り組みなどの情報を市民に伝える重要な広報媒体の一つであり、全世帯に確実に継続的に配布する必要がある。地域住民で構成される各地区の単位婦人会は、日頃の地域活動等を通じて、住戸の新築状況や空き家の状況等を把握することが可能である。その単位婦人会で構成される神戸市婦人団体協議会は、市内の広い地域を網羅しており、広報紙を確実に継続的に配布することができる団体である。また、広報紙は単に配布するだけでなく、配布を通じて、情報伝達・地域コミュニティ醸成・安全向上につなげていくことを期待している。神戸市婦人団体協議会は、日頃から地域活動により、地域住民と顔の見える関係を築いており、配布時の高齢者や子どもたちへの挨拶や声かけ等、地域のまちづくりへの効果も大いに期待される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5013)
法律相談業務の委託	R5. 4. 1	兵庫県弁護士会	26,878,500	内容が専門的で、相談に弁護士資格が必要であり、年間延べ850名近い弁護士を安定的に配置するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室市民情報サービス課 (TEL: 322-5175)